○農林水産省告示第四百三十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十二年三月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　千葉県西条中地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

千葉県鴨川市

打墨字動山１３０２番１　標柱一号
〃　〃　１３３２番１　標柱二号
〃　字蓑毛場１３９０番２　標柱三号
〃　字京田１５６５番５　標柱四号
〃　字峯山１５９３番２　標柱五号
粟斗字滝ヶ谷１１３２番　標柱六号
〃　字椎木６６７番２　標柱七号
〃　字横手８９９番１　標柱八号
〃　〃　８９８番４　標柱九号
〃　字辻７６８番２　標柱十号
〃　〃　７４０番　標柱十一号
〃　字仲代１７７番１　標柱十二号
〃　〃　１６８番　標柱十三号
〃　字石田３４０番　標柱十四号
〃　〃　３４１番　標柱十五号
〃　字大久保４００番１　標柱十六号
〃　〃　４０７番　標柱十七号

二　愛媛県豊之浦地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱十二号から豊後水道東沿岸に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

愛媛県西宇和郡伊方町豊之浦

字轆轤場４５１番３　標柱一号
〃　４５２番２　標柱二号
字高見４０６番１　標柱三号
〃　３９３番　標柱四号
字鳶の巣２８９番　標柱五号
字鳶巣２８４番４　標柱六号
字惣三作２３３番　標柱七号
字伊方とふ１００番２　標柱八号
字大向８５番　標柱九号
〃　８１番２　標柱十号
〃　６３番１　標柱十一号
字ビシヤゴ１番　標柱十二号

○農林水産省告示第四百三十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定により公示する。

平成二十二年三月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数

四十二隻

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十二年三月十六日から同年六月十五日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日までとする。

2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　船長は、船内に操業日誌を備え付け、操業中毎日、当該操業に係る年月日、位置、漁獲量及び漁獲努力量を正確に当該日誌に記載しなければならない。

二　船体両舷側中央（消失のおそれがある場合にあっては、左右対称に中央寄り前又は後）及び船橋楼の上部甲板に、空中又は洋上から明確に識別できるように一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければならない。ただし、船橋楼の上部甲板に表示できないときは、帆布等に表示し、これを当該甲板上に設置しなければならない。

三　外国の最大低潮時海岸線から沖合二百海里以内の海域を航行する場合は、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具を格納し、又は収納しなければならない。

四　南極海洋生物資源保存条約、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約、北西大西洋の漁業についての今後の多国間の協力に関する条約及び中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約に基づく資源保存管理措置を遵守しなければならない。

五　南極海洋生物資源保存管理委員会が管轄する水域（フランス領ケルゲレン・クローゼット諸島周辺のフランスの排他的経済水域を除く。）、南東大西洋漁業機関が管轄する水域及び北西大西洋漁業委員会が管轄する公海水域において操業するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

イ　水産庁長官がこれらの機関に登録した船舶を用いること。

ロ　イの船舶につき、水産庁長官から登録済みである旨の証明書の交付を受けること。

ハ　操業期間中は、ロの証明書を船内に備え付けること。

六　天皇海山水域（北緯二十五度の線、東経百六十五度の線、北緯五十度の線、西経百七十五度の線に囲まれた水域（アメリカ合衆国の排他的経済水域を除く。））において操業に使用する曳き網は、網目の結節から結節までの長さが十センチメートル以上であり、コッドエンドに内張（底ずれの防止を目的とするものを除く。）が取り付けられていないものでなければならない。

七　ロシア連邦の最大低潮時海岸線から沖合二百海里以内の海域において操業する場合には、ロシア連邦の入漁許可を受けるとともに、ロシア連邦の定めた当該海域における外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

○農林水産省告示第四百三十九号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十一年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）安全キャブ及び安全フレーム	ヤンマー　ＫＱ505	209044	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第四百四十号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年三月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

表第三項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五　大連雪龍薫蒸有限公司の施設（中華人民共和国・遼寧省大連市甘井子区革鎮堡鎮中革村所在）

二十六　グローバル・アグロテック・ヌサンタラ・ラモンガン・プラント株式会社の施設（インドネシア・東ジャワ州ラモンガン県プチュック区所在）

○環境省告示第十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ニ、同表第二号ハ及びニ並びに同表第三号ニ並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年三月十六日

環境大臣　小沢　鋭仁